

# 春日井工科高校 身だしなみ基準

本校の身だしなみの基準は、「いつでも就職試験を受けられる状況」を前提に考えています。

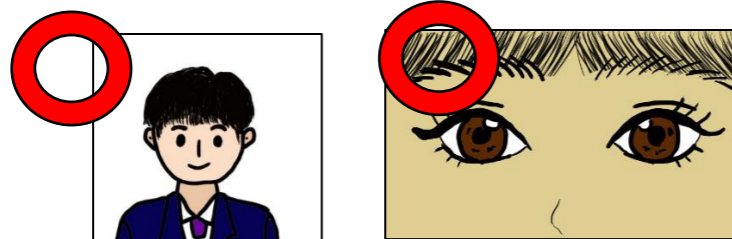
その場しのぎではなく、「しっかりと身に付けること」が大切です。

## ○長さの基準

男子：下ろした状態で、目・耳・襟に髪がかからない長さ。

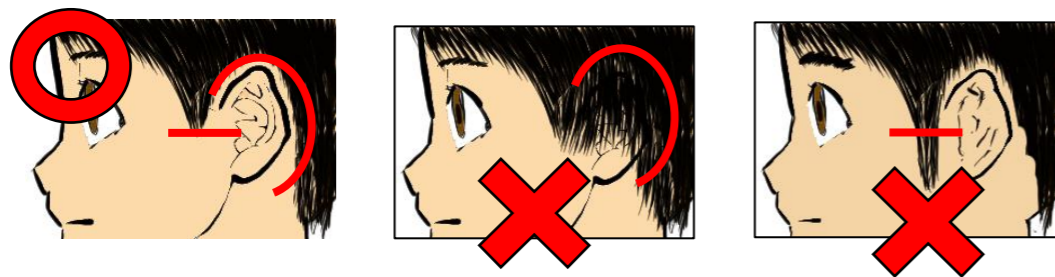
女子：目に髪がかからない。横髪は実習帽の中に収まる髪型。後髪が長い場合は華美でないゴムでまとめる。

<前髪>フロント部分の髪が目にかからない長さにする。眉毛が完全に隠れないようにするのが望ましい。



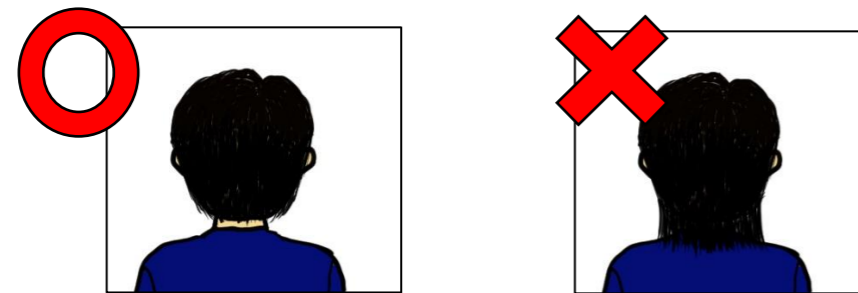
フロント部分の髪が目にかかっていたら**不合格**      フロント部分の髪を分けて目をみえるようにしても**不合格**

<横上>サイドは、耳にかからないように整髪する。もみあげは、耳の穴よりも下に伸ばさない。



合格      耳にかかっているから**不合格**      もみあげが長いので**不合格**

<襟>ワイシャツの襟にかからない長さとし、サイドとバックで段差がないように整髪する。



襟がワイシャツの襟にかかっているので**不合格**

## ○頭髪の基準

脱色・染色・パーマなどの加工をすることを禁止とする。

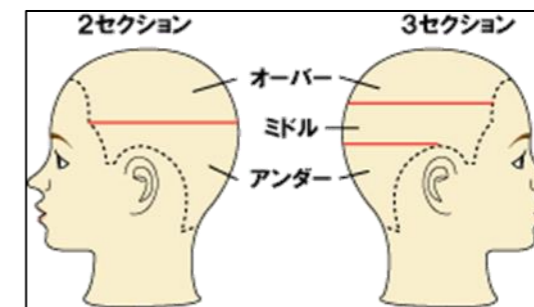
ラインを入れる、極端な段カットなどの髪型は禁止とする。

「極端な段カット」とは、モヒカンやウルフカットのこととする。ツーブロックにおいては、2つのブロックの段差が極端にならないようにする。

具体的には、①サイドやバックを刈り上げる場合の長さを6mm以上とする。

②刈り上げる位置を、2セクションに分けた場合のアンダー部分とする。

※3セクションに分ける場合は、アンダーからミドル、オーバーにかけてグラデーションを付けるようにする。



☆違反した場合の対応：段差をなくなるようにグラデーションを作る。

## ○その他の基準

髭は剃るが、眉毛は極端に剃らない。

整髪料、香水、化粧の使用をしない。

ピアス、指輪、ネックレス等の装飾具を使用しない。

カッターシャツの下にカラーシャツや柄のあるシャツを着用しない。

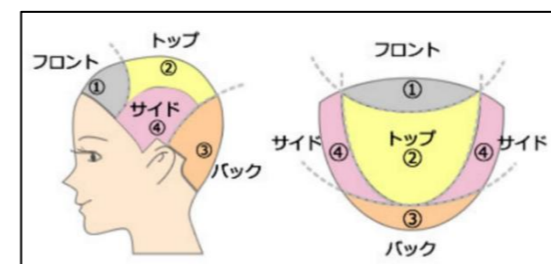
(所有確認のため、身だしなみ点検日には、カッターシャツの下は白・ベージュのシャツを着用する。)

(I型制服)ズボンの裾が著しく破損したズボンは着用しない。ズボンの裾をまくり上げない。

(I型制服)ベルトは黒、または茶とし、2つ穴・白ステッチ等の華美なものは使用しない。

(II型制服)スカートは折り曲げず、長さは膝にかかる長さとする。

## ○部位の名称



必ず点検日に合格できるように、スケジュール管理をする。